

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

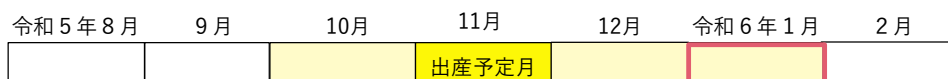
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書（窓口でお渡し、または市HPからダウンロードできます）
- ② 母子健康手帳などの写し

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

糸魚川市健康増進課 国保係（市役所1階⑥番窓口）電話 025-552-1511

※能生・青海事務所でも提出できます。

※国保税については、市民課市民税係へお問い合わせください。

国民年金保険料の産前産後免除制度

対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方が対象となります。

ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます）の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。



※産前産後期間は付加保険料を納付できます。

●保険料を前納されている場合、支払った保険料は還付されます。

■ …対象期間

届出の方法および必要書類

出産予定日の6か月前から届出が可能です。お早めの届出をおすすめします。なお、出産後も届出が可能です。

① 国民年金被保険者関係届書（申出書）

※市民課窓口でお渡しできます。（日本年金機構HPからダウンロードも可）

② 母子健康手帳など

届出先

糸魚川市市民課 住民係 TEL 025-552-1511

※能生・青海事務所でも提出できます。

詳しくは、日本年金機構のホームページで確認することができます。

<https://www.nenkin.go.jp/>